

北上地区消防組合消防本部訓令第4号

消防機関

平成24年12月13日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 高橋 修

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合救急業務取扱規程（平成10年北上地区消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 救急病院とは、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定に基づき告示された救急病院又は救急診療所をいう。</u></p> <p>(救急隊員)</p> <p>第3条 <u>消防長は、消防職員のうち次の各号のいずれかに該当する者のうちから救急隊員（以下「隊員」という。）を任命する。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>消防庁長官若しくは都道府県知事又は市町村長が行なう救急業務に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p>(3) <u>消防庁長官が救急業務を実施するために必要な知識経験を有す</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 転院搬送とは、医療機関に収容されている傷病者を他の医療機関に搬送することをいう。</u></p> <p>(救急隊員)</p> <p>第3条 <u>救急隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する職員をもって充てるものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）別表第二6救急科を修了した者</u></p>

ると認める者

(4) 前各号に掲げる者のほか消防長が救急業務の実施に必要と認める者

(救急隊の編成)

第4条 前条に規定する隊員3名以上をもって救急隊を編成するものとする。ただし、転院搬送の場合で医師又は看護師が同乗する場合は、2名以上をもって編成できるものとする。

(救急隊長)

第5条 [略]

2 [略]

3 隊長は、消防副士長以上の者をもって充てる。

(隊員の心得)

第6条 隊員は、救急業務の特性を自覚し、常に身体、着衣の清潔保持に努めるとともに、傷病者及び関係者に対しては沈着冷静に対処し、不快の念を抱かせないように努めなければならない。

(隊員の訓練)

第7条 消防長は、隊員に対し、救急業務に必要な学識及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行なうものとする。

(隊員の服装)

第8条 隊員の服装は、消防吏員服制準則（昭和42年消防庁告示第1

(3) 前2号に掲げる者のほか署長が救急業務の実施に必要と認める者

(救急隊の編成)

第4条 救急隊は隊員3名以上をもって編成するものとする。ただし、転院搬送の場合で医師又は看護師が同乗する場合は、2名以上をもって編成できるものとする。

(救急隊長)

第5条 [略]

2 [略]

3 隊長は、消防士長以上の者をもって充てる。

(隊員の心得)

第6条 救急業務に従事する隊員は、次の各号に掲げる事項を心がけなければならない。

(1) 救急業務に関する法令の規定を厳守すること。

(2) 救急業務の特殊性を自覚し、救急技能の向上に努めること。

(3) 常に身体及び着衣の清潔保持に努めること。

(4) 傷病者に対して親切丁寧を旨とし、羞恥又は不快の念を抱かせないように努めること。

(隊員の訓練)

第7条 警防課長及び署長は、隊員に対し、救急業務に必要な学識及び技能習得のため、教育訓練を行なうよう努めなければならない。

(隊員の服装)

第8条 隊員の服装は、北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則（平

号)に定める救急帽、救急服及び靴を着用するものとする。ただし、安全確保のため必要があるときは、保安帽、白衣、長靴、甲種外套、又は乙種外套のいずれかを着用するものとする。

(高規格救急自動車の配備)

第10条 消防長は、隊員の行なう応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）に規定する応急処置を行なうために必要な構造及び設備を有する救急自動車を計画的に配備するものとする。

(救急自動車用資器材)

第11条 救急自動車には、次の各号に掲げる資器材を計画的に配備するものとする。

(1) 応急処置等に必要な資器材で別表第1に掲げるもの。

(2) 通信、救出等に必要な資器材で別表第2に掲げるもの。

2 消防長は、前項に掲げるもののほか別表第3に掲げる資器材を計画的に配備するものとする。

(医療機関への搬送)

第12条 救急隊が傷病者を搬送する医療機関は、救急病院とする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易であると判断された場合は及び重症等でただちに応急的診療を受ける必要があると判断された場合は、救急病院以外の病院又は診療所（以下「病院等」という。）に搬送することができる。

(医療機関との連絡)

第13条 消防長は、前条の医療機関と救急業務の実施について、常に

成24年規則第5号)により貸与するものを着用するものとする。ただし、安全確保のため必要があるときは、安全ベスト等を着用するものとする。

2 隊員は、感染防止のため感染防止衣等を着用するものとする。

3 救急救命士は、別図の救急救命士の章を貼付するものとする。

(高規格救急自動車の配備)

第10条 救急自動車は、隊員の行なう応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）に規定する応急処置を行なうために必要な構造及び設備を有するものを配備するものとする。

(救急自動車用資器材)

第11条 救急自動車には、別表に掲げる資器材を計画的に配備するものとする。

(医療機関への搬送)

第12条 救急隊が傷病者を搬送する医療機関は、岩手県作成の傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準によるものとする。

(医療機関との連絡)

第13条 警防課長は、前条の医療機関と救急業務の実施について、常

密接な連絡協調を図るよう努めなければならない。

2 消防長は、前項の規定に基づき知り得た医療機関における空床の状況等の情報については、必要に応じ、近隣する他の消防本部の消防長と相互に情報交換するよう努めるものとする。

(関係機関との連絡)

第14条 消防長は、救急業務の実施について常に関係機関と情報を交換し、緊密な連絡協調を図るよう努めなければならない。

(救急隊の出動)

第15条 消防長は、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病者の程度等を確認、ただちに所要の救急隊を出動させなければならない。

2 前項により出動する場合で、傷病の原因が犯罪及び事件等に起因すると認められるときは、すみやかに北上警察署長に連絡するとともに、現場保存に留意して救急活動を実施しなければならない。

(口頭指導)

第15条の2 消防長は救急要請時に、指令室又は現場出動途上の救急自動車等から、通報者等に、電話等により応急手当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。

に密接な連絡協調を図るよう努めなければならない。

(関係機関との連絡)

第14条 警防課長は、救急業務の実施に係る機関と常に情報を交換し、緊密な連絡協調を図るよう努めなければならない。

(救急隊等の出場)

第15条 署長は、救急事故が発生したことを知ったときは、救急事故の発生場所、傷病者の数及び傷病者の程度等を確認、ただちに所要の救急隊等を出場させなければならない。

2 救急事故に救急救命士、気管挿管認定救急救命士又は薬剤投与認定救急救命士を必要とする場合、指令通信員又は通信員（以下「指令室」という。）の判断若しくは出場救急隊からの要請により、救急車等で出場できるものとする。

3 救急事故の状況により隊員3名での救急活動が困難な場合は、隊員4名での出場又はポンプ隊等が支援出場できるものとする。

(口頭指導)

第15条の2 指令室は、救急要請時に心肺停止が疑われる場合等、応急手当の必要があると判断されるときは、救急要請者等に対し応急手当の協力を要請し、口頭指導するものとする。

(転院搬送)

第15条の3 転院搬送は、搬送元医療機関からの要請で他に搬送手段がない場合とし、搬送元医療機関の医師又は看護師の同乗による傷

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第16条 隊員は、傷病者又はその関係者が搬送を拒否した場合は、これを搬送しないものとする。

2 前項により不搬送とした場合は、搬送拒否確認書（様式第1号）に本人又は関係者から署名を受けるものとする。ただし、署名を拒否した場合は、この限りでない。

(搬送の制限)

第17条 隊員は、傷病者を搬送することが傷病程度を悪化させ又は生命に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、医師に診断を依頼し、その結果により行動するものとする。

病者の病状管理のもと行なうものとする。ただし、傷病者が搬送元医療機関で必要な措置を施され病状が安定し、搬送中に悪化するおそれがないと医師が判断したときは、医師又は看護師の同乗を必要としないことができる。

(警察官の要請)

第15条の4 警察官の要請は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、現場保存に留意して救急活動を行なうものとする。

- (1) 傷病の原因に犯罪の疑いがあると判断した場合
- (2) 交通事故の場合
- (3) 労働災害事故の場合
- (4) 精神障害者、酩酊者等による自傷又は他害のおそれがある場合
- (5) 北上地区消防組合救急活動プロトコール（以下「救急活動プロトコール」という。）により死亡していると判断した場合
- (6) その他、隊長が現場の状況等から必要と判断した場合

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第16条 隊長は、傷病者又はその関係者が搬送を拒否した場合は、これを搬送しないものとし、搬送拒否確認書（様式第1号）に署名を受けるものとする。ただし、署名を受けることができなかった場合は、その理由を隊員が記入するものとする。

(医師の現場要請)

第17条 隊長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請するものとする。

- (1) 傷病者を搬送することが生命に危険であると判断した場合
- (2) 傷病者の状態からみて搬送の可否の判断が困難な場合

(死者の取扱い)

第18条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとし、不搬送確認書に関係者等から署名を受けるものとする。ただし、消防長が特に搬送する必要があると認めるときは搬送することができる。

(関係者の同乗)

第19条 隊員は、傷病者の関係者、医師又は警察官が同乗を求めたときは、努めてこれに応ずるものとする。ただし、隊長又は救急救命士が応急処置を実施するため人員制限の必要があると判断した場合は、この限りではない。

第20条 隊長は、感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊長及び救急自動車の汚染に留意し、別に定める消毒法及び感染防止の基準により、ただちに消毒を実施し、この旨を消防長に

(3) 傷病者の救助にあたり、医療を必要とする場合

(ドクターヘリ等の要請)

第17条の2 指令室若しくは隊長が搬送又は傷病者処置においてヘリコプターが必要と判断した場合、指令室から次の各号に定めるところにより要請するものとする。

(1) 岩手県ドクターヘリについては岩手県ドクターヘリ運航要領により、要請を行なう。

(2) 岩手県防災ヘリコプターについては岩手県防災ヘリコプター応援協定により、要請を行なう。

(死者の取扱い)

第18条 隊長は、傷病者が救急活動プロトコールにより死亡していると判断された場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。ただし、署長が特に搬送する必要があると認めるときは搬送することができる。

(関係者の同乗)

第19条 隊長は、傷病者の関係者、医師又は警察官が同乗を求めたときは、努めてこれに応ずるものとする。ただし、応急処置を実施するため人員制限の必要があると判断した場合は、この限りではない。

第20条 傷病者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者のうち、次の各号のいずれかに該当する患者（以下「感染症患者等」という。）である場合は、搬送しないものとする。ただし、当該感染症患者が生命に危険があるな

報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、  
所要の措置を講ずるものとする。

(要保護者等の取扱い)

第21条 傷病者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者又は要保護者と認められる場合、消防長は北上市に住所を有する者にあつては北上市福祉事務所長、北上市以外に住所を有する者にあつては北上地方振興局保健福祉環境部長に被保護（要保護）傷病者送院通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(傷病者の引渡し)

第22条 隊員は、傷病者を医療機関に引き渡したときは、救急患者搬

ど、緊急に医療機関（他の医療機関への転院を含む。）に搬送する必要がある場合は、この限りではない。

(1) 一類感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）

(2) 二類感染症の患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）で定めるものの疑似症患者を含む。）

(3) 指定感染症の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）

(4) 新感染症（新型感染症の所見がある者を含む。）

2 隊長は、感染症患者及び感染症患者等と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員及び救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行ないその旨を署長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

3 報告を受けた署長は、感染症患者等搬送報告書（様式第2号）により消防長に報告するものとする。

(要保護者等の取扱い)

第21条 傷病者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者又は要保護者と認められ関係機関に連絡を必要とする場合、指令室又は隊員が、北上市保健福祉部福祉課生活保護係又は西和賀町保健福祉課に連絡するものとする。

(傷病者の引渡し)

第22条 隊長は、傷病者を医療機関に引き渡したときは、傷病者搬送

送確認書（様式第3号）を作成し、医師に引継ぎ、引受け医師記入欄への記入を依頼するものとする。

（家族等への連絡）

第23条 隊員は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときは、その者の家族等に対し、傷病者の程度及び状況を連絡するよう努めるものとする。

（救急証明）

第24条 署長は、所属救急隊が取り扱った傷病者又は関係者から、救急証明願（様式第4号）により証明を求められたときは、救急証明書（様式第5号）を交付するものとする。

（救急業務に関する照会）

第25条 署長は、裁判所等から救急業務について照会があつたときは、消防長の承認を得なければならない。ただし、照会事項が前条に規定する救急証明書の記載内容に係る事項にあつては、この限りでない。

2 署長は、前項に規定する者以外の者から救急業務照会願（様式第6号）により照会を求められたときは、消防長の承認を得て救急業務回答書（様式第7号）により回答するものとする。ただし、照会事項が前条に規定する救急証明書の記載内容に係る事項にあつては、この限りでない。

（消毒）

第26条 隊員は、別に定める消毒法及び感染防止の基準により、救急自動車及び積載品の消毒を行わなければならない。

(1) [略]

確認書（様式第3号）を作成し、医師に引継ぎ、引受け医師記入欄への記入を依頼するものとする。

（家族等への連絡）

第23条 隊長は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときは、その者の家族等に対し、傷病者の程度及び状況を連絡するよう努めるものとする。

（救急証明）

第24条 消防長は、救急隊が取り扱った傷病者又は関係者から、救急搬送証明願（様式第4号）により証明を求められたときは、救急搬送証明書（様式第5号）を交付するものとする。

（救急業務に関する照会）

第25条 消防長は、裁判所又は裁判所以外の官公署若しくは弁護士会から法的根拠を示し救急業務について照会があつたときは、客観的事実についてのみ回答するものとする。

2 消防長は、前項に規定する者以外の者から救急業務照会願（様式第6号）により照会を求められたときは、客観的事実についてのみ救急業務回答書（様式第7号）により回答するものとする。

（消毒）

第26条 隊長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車及び積載品の消毒を行わなければならない。

(1) [略]



(2) 使用後消毒 毎使用後

2 [略]

3 前項の規定による消毒を効果的に行なうため、各署にはエチレンオキサイトガス滅菌器等の消毒用資器材を備えるものとする。

(救急調査)

第27条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該実施地域について、次の各号に定めるところにより調査を行なうものとする。

(1)～(3) [略]

(4) その他消防長が必要と認める事項

(救急活動の事後検証)

第29条 救急活動の事後検証は検証票（様式第10号）により行い、検証の要領等については別に定めるものとする。

(住民に対する応急手当の普及啓発)

第30条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を、別に定める応急手当の普及啓発の推進に関する実施要領に基づき、計画的に推進するものとする。

(補則)

第31条 [略]

別表第1（第11条関係）

分 類	資 器 材
-----	-------

(2) 使用後消毒 必要に応じて実施

2 [略]

3 前項の規定による消毒を効果的に行なうため、各署には消毒用資器材を備えるものとする。

(救急調査)

第27条 署長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該実施地域について、次の各号に定めるところにより調査を行なうものとする。

(1)～(3) [略]

(4) その他署長が必要と認める事項

(救急活動の事後検証)

第29条 救急活動の事後検証は検証票（様式第10号）により行ない、検証の要領等については別に定めるものとする。

(救命事例の報告)

第30条 署長は、救急出場事案における救命事例について傷病者救命事例報告書（様式第11号）により消防長に報告するものとする。

(住民に対する応急手当の普及啓発)

第31条 住民に対する応急手当の普及啓発活動は、応急手当の普及啓発の推進に関する実施要綱を定め、計画的に推進するものとする。

(補則)

第32条 [略]

別表（第11条関係）

分 類	資 器 材
-----	-------

観 察 用 資 器 材	体 温 計 検 眼 ラ イ ト
呼 吸 ・ 循 環 管 理 用 資 器 材	自 動 式 人 工 呼 吸 器 手 動 式 人 工 呼 吸 器 心 肺 蘇 生 用 背 板
傷 病 等 保 護 用 資 器 材	副 子 三 角 巾 包 帯 ガ ーゼ ば ん そ う こ う 止 血 帯 タ オ ル
保 温 ・ 搬 送 用 資 器 材	担 架 ま く ら 敷 物 保 温 用 毛 布 雨 お お い
消 毒 用 資 器 材	噴 霧 消 毒 器 そ の 他 の 消 毒 器 各 種 消 毒 器
	臍 帯 ク リ ッ プ は さ み (一 組) ピ ン セ ッ ト (一 組)

通 信	車 載 無 線 携 帯 無 線 携 帯 電 話
観 察	体 温 計 検 眼 ラ イ ト 血 圧 計 聴 診 器 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 生 体 情 報 モ ニ タ ト リ ア ー ジ タ ッ グ
救 命 処 置	A E D 人 工 呼 吸 器 気 管 挿 管 セ ッ ト 気 道 確 保 器 具 セ ッ ト 静 脈 路 確 保 セ ッ ト 薬 剤 投 与 セ ッ ト 産 科 処 置 セ ッ ト
応 急 処 置	外 傷 処 置 セ ッ ト 固 定 用 資 器 材 セ ッ ト 酸 素 投 与 セ ッ ト 毛 布
救 出	救 命 浮 輪

<u>その他の資器材</u>	マ　　ス　　ク 膿　　　　盆 汚　　物　　入 洗　　眼　　器 手　　洗　　器
----------------	--

備考

自動式人工呼吸器一式は自動式人工呼吸器、開口器、舌鉗子、エア－ウエイ、バイトブロック、酸素吸入用鼻孔カテーテル及び酸素吸入器一式に含まれる資器材と重複するものは共有できるものとする。

別表第2（第11条関係）

<u>分　　類</u>	<u>品　　名</u>
<u>通信用資器材</u>	<u>車載無線</u>
<u>救出用資器材</u>	<u>救命浮輪</u> <u>救命綱</u> <u>万能斧</u>
<u>その他の資器材</u>	<u>保安帽</u> <u>救急かばん</u> <u>警　　笛</u> <u>懐中電灯</u>

別表第3（第11条関係）

	<u>救　　命　　綱</u> <u>万　　能　　斧</u>
<u>搬　　送</u>	<u>布　　担　　架</u> <u>ま　　く　　ら</u> <u>敷　　　　物</u>
<u>そ　　の　　他</u>	<u>懐　　中　　電　　灯</u> <u>膿　　　　盆</u> <u>汚　　物　　入</u> その他必要と認められる資器材

備考

セットとは、その処置を行なうために必要な資器材一式をいう。

分類	品名
観察用資器材	<u>血 圧 計</u> <u>聴 診 器</u> <u>心 電 計</u>
呼吸・循環管理用資器材	<u>経鼻エアーウエイ</u> <u>喉 頭 鏡</u> <u>マギール鉗子</u> <u>ショック・パンツ</u> <u>自動式心マッサージ器</u> <u>半自動式除細動器</u> <u>輸液・薬剤セット一式</u> <u>ラリングアルマスク</u> <u>ツウエイチューブ</u>
通信用資器材	<u>心電図伝送装置</u> <u>自動車電話等</u>
その他の資器材	<u>在宅療法継続用資器材</u>
<u>その他必要と認められる資器材</u>	

備考 改正の部分は、下線の部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第20条関係）

消防長	消防次長	警防課長	警防課長補佐	救急係長	署長	副署長	分署長	当直長	救急隊長

北上地区消防組合消防本部  
消防長 様

消防署  
署長

### 感染症患者等搬送報告書

入電年日時（覚知別）	年 月 日（ ） 時 分（覚知別： ）		
出場場所			
隊員氏名	隊長:	隊員:	機関員:
事案概要 (年齢性別含)			
診断名 (搬送確認書等確認後記入)		搬送医療機関	
感染防止内容	手袋（ ） 処置： マスク（ ） 処置： 感染防御衣（ ） 処置： ゴーグル（ ） 処置：		
隊員感染疑	曝露の有無： 暴露部位：		
帰署後の処置	隊員		
	器具		
	車内		
その他特記事項			

救急活動記録票の写しを添付する。

改正前	改正後
<p>様式第 3 号（第22条関係）</p> <p><u>救急患者</u>搬送確認書（救急隊用）</p> <p>北上地区消防組合 救急隊</p> <div data-bbox="197 395 1084 451" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <div data-bbox="197 504 1084 560" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>	<p>様式第 3 号（第22条関係）</p> <p><u>傷病者</u>搬送確認書（救急隊用）</p> <p>北上地区消防組合 救急隊</p> <div data-bbox="1137 395 2024 451" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <div data-bbox="1137 504 2024 560" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>
<p>備考 改正の部分は、下線の部分である。</p>	

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第24条関係）

## 救急搬送証明願

年 月 日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 様

申請者 住所 .....

氏名 ..... ㊟

電話 .....

証明を受けたい人との関係

本人 家族（ ）

その他（ ）

下記のとおり、救急隊により搬送されたことを証明願います。

傷病者住所	
傷病者氏名	
救急要請日時	年 月 日 時 分ころ
救急要請場所	
証明事項	(1) 傷病者の住所、氏名、生年月日及び性別 (2) 救急事故覚知日時及び要請場所 (3) 収容医療機関名及び収容日時
使用目的	
必要部数	部

備考 申請者が本人又は家族以外の場合は、委任状を添えて申請してください。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第24条関係）

## 救 急 搬 送 証 明 書

傷病者氏名・性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
傷 病 者 住 所	
救急事故覚知日時	年 月 日 時 分
救 急 要 請 場 所	
収容医療機関名	
収 容 日 時	年 月 日 時 分
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北上地区消防組合消防本部 消防長 <span style="float: right;">印</span></p>	



様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第25条関係）

救 急 業 務 照 会 願

年 月 日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 様

申請者 住所 .....

氏名 ..... ㊟

電話 .....

照会を受けたい人	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 (性別 )
救急車要請 日時及び場所	日 時 年 月 日 時 分ころ 場 所
照 会 事 項 (証明を受けたい 事項を項目ごとに 分け、番号をつけ て詳しく記入)	
照会願提出理由 及び法的根拠	



改正前

様式第9号 (第28条関係)

救急活動記録票

署長	副署長	分署長	出張所長	副分署長	当直長	救急隊長	救急係

出場年月日	年 月 日 (曜日)	事故種別	出場番号	
出場先			傷病者番号	
傷病者	住所		電話番号	
	フリガナ氏名		職業	
			生年月日 (歳)	
		性別		
覚知別	受信者	要請者(TEL)	( )	
救急事案の概要				
救急隊	接触時の状況			
	傷病者情報	既往症: 現病名: 通院先:	その他の情報:	
	主訴等	自覚症状: 痛みの部位:		
現着時の状況	初期体位:	表情:		
	顔色:	痙攣:		
	失禁:	嘔気:	嘔吐:	
	麻痺:	四肢変形:		
	出血・種類:	出血量:		
	熱傷:			
	死亡徴候:			
	ウツタイン項目	心停止目撃者:	目撃時間:	
		バイスタンダー-CPR:	開始時間:	
		内容: 実施者(資格):	口頭指導:	
	救急隊CPR開始時間:	病院収容前心拍再開:	再開時間:	
	初期ECG:	推定原因:		
住民処置		処置者		
観察の経過	実施時刻		時間経過	
	意識		入電	
	呼吸(回)		指令	
	脈拍(回)		出勤	
	ECG		現着	
	血圧 ( )		接触	
	瞳孔(径)		収容	
	対光反射		現発	
	S p O 2 ( )	( )	( )	現着
	体温		帰署	
	他の観察			
	救急隊判断			

改正後

様式第9号 (第28条関係)

救急活動記録票

署長	副署長	分署長	出張所長	副分署長	当直長	救急隊長	救急係

出場年月日	年 月 日 (曜日)	事故種別	出場番号	
出場先			傷病者番号	
傷病者	住所		電話番号	
	フリガナ氏名		職業	
			生年月日 (歳)	
		性別		
覚知別	受信者	要請者(TEL)	( )	
救急事案の概要				
救急隊	接触時の状況			
	傷病者情報	既往症: 現病名: 通院先:	その他の情報:	
	主訴等	自覚症状: 痛みの部位:		
現着時の状況	初期体位:	表情:		
	顔色:	痙攣:		
	失禁:	嘔気:	嘔吐:	
	麻痺:	四肢変形:		
	出血・種類:	出血量:		
	熱傷:			
	死亡徴候:			
	ウツタイン項目	事例No.:	目撃時間:	
		心停止目撃者:	開始時間:	
		バイスタンダー-CPR:	口頭指導:	
	内容: 実施者(資格):	DC実施回数: 回		
	救急隊CPR開始時間:	病院収容前心拍再開:	再開時間:	
	初期ECG:	推定原因:		
住民処置		処置者		
観察の経過	実施時刻		時間経過	
	意識		入電	
	呼吸(回)		指令	
	脈拍(回)		出勤	
	ECG		現着	
	血圧 ( )		接触	
	瞳孔(径)		収容	
	対光反射		現発	
	S p O 2 ( )	( )	( )	現着
	体温		帰署	
	他の観察			
	救急隊判断			

搬送医療機関名		引受医師名		
病院選定	選定者： 経過：	手番回数：	回	
指示 指導 要請	指示・指導医氏名	所属病院名		
	要請内容			
	指示・指導時刻及び内容 指示を受けられなかった理由	時刻 ( )		
救命 処置	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与
	実施者名 実施場所 除細動器	実施者名 実施場所 実施時刻 使用器具	実施者名 実施場所 実施時刻 使用針 確保部位	G
	1回目 ( J )	換気量 l/min	滴下速度 ml/min	
	2回目 ( J )	換気回数 回/分	実施結果	
	3回目 ( J )			
	4回目 ( J )			
	5回目 ( J )			
6回目 ( J )				
中止・不実施の場合の理由				
処置	時刻 ( ) 搬送体位：			
使用器具				
処置後の経過				
転送経過	転送理由： 1 到着 出発	転送理由： 2 到着 出発	転送理由： 3 到着 出発	
	経過			
不搬送理由	不搬送経過			
摘要				
	隊長	隊員	隊員	機関員
資格・氏名				

搬送医療機関名		引受医師名		
病院選定	選定者： 経過：	手番回数：	回	
指示 指導 要請	指示・指導医氏名	所属病院名		
	要請内容			
	指示・指導時刻及び内容 指示を受けられなかった理由	時刻 ( )		
救命 処置	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与
	実施状況 実施者名 資格 実施場所 除細動器 実施回数 回	実施状況 実施者名 実施場所 実施時刻 使用器具 換気量 cc 換気回数 回/分 実施結果	実施状況 実施者名 実施場所 実施時刻 使用針 確保部位 滴下速度 ml/min 実施結果	G 回 回
	1回目 ( J )			
	2回目 ( J )			
	3回目 ( J )			
	4回目 ( J )			
	5回目 ( J )			
6回目 ( J )				
中止・不実施の場合の理由				
処置	時刻 ( ) 搬送体位：			
使用器具				
処置後の経過				
転送経過	転送理由： 1 到着 出発	転送理由： 2 到着 出発	転送理由： 3 到着 出発	
	経過			
不搬送理由	不搬送経過			
摘要				
	隊長	隊員	隊員	機関員
資格・氏名				

検 証 票

消防長	次 長	警防課長	課長補佐	救急係長	救急係員・救急救命士

出場年月日	年 月 日 (曜日)	事故種別	出場番号	
			傷病者番号	
発生場所	傷病者	性別:	年齢: 職業:	
救急事案の概要				
救急隊	接触時の状況			
	傷病者情報	既往症: 現病名: 通院先:		
	主訴等	自覚症状: 痛みの部位:		
現着時の状況	初期体位:	表情:		
	顔色:	痙攣:		
	失禁:	嘔気:	嘔吐:	
	麻痺:	四肢変形:		
	出血・種類:	出血量:		
	熱 傷:			
	死亡徴候:			
	ウツタイン項目	心停止目撃者: バイカドガー-CPR; 内容: 救急隊CPR開始時間: 初期ECG:	目撃時間: 開始時間: 口頭指導: 再開時間:	
	住民処置	処置者		
	実施時刻		時間経過	
意識		入電		
呼吸(回)		指令		
脈拍(回)		出動		
ECG		現着		
血 圧		接触		
瞳孔(径)		収容		
対光反射		現発		
S p O 2		到着		
体 温		帰署		
他の観察				
備考				
搬送医療機関名	引継医師名			
病院選定	選定者:	手続回数:	回	
	経過:			

検 証 票

消防長	消防次長	警防課長	課長補佐	救急係長	救急係員・救急救命士

出場年月日	年 月 日 (曜日)	事故種別	出場番号	
			傷病者番号	
発生場所	傷病者	性別:	年齢: 職業:	
救急事案の概要				
救急隊	接触時の状況			
	傷病者情報	既往症: 現病名: 通院先:		
	主訴等	自覚症状: 痛みの部位:		
現着時の状況	初期体位:	表情:		
	顔色:	痙攣:		
	失禁:	嘔気:	嘔吐:	
	麻痺:	四肢変形:		
	出血・種類:	出血量:		
	熱 傷:			
	死亡徴候:			
	ウツタイン項目	事例No.: 心停止目撃者: バイカドガー-CPR; 内容: バイカドガー-除細動: 救急隊CPR開始時間: 初期ECG:	実施者(資格): DC実施回数: 回	目撃時間: 開始時間: 口頭指導: DC実施時間: 再開時間:
	住民処置	処置者		
	実施時刻		時間経過	
意識		入電		
呼吸(回)		指令		
脈拍(回)		出動		
ECG		現着		
血 圧		接触		
瞳孔(径)		収容		
対光反射		現発		
S p O 2		到着		
体 温		帰署		
他の観察				
救急隊の判断				
搬送医療機関名	引継医師名			
病院選定	選定者:	手続回数:	回	
	経過:			

指示 指導 要請	指示・指導医氏名	所属病院名		
	要請内容			
	指示・指導時刻及び内容	時刻 ( )		
	指示を受けられなかった理由			
救命 処置	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与
	実施者名 実施場所 除細動器	実施者名 実施場所 実施時刻 使用器具	実施者名 実施場所 実施時刻 使用針 確保部位	G
	1回目 ( J )			
	2回目 ( J )			
	3回目 ( J )	換気量 l/min		
	4回目 ( J )	換気回数 回/分	滴下速度 ml/min	
	5回目 ( J )	実施結果		
6回目 ( J )				
中止・不実施の場合の理由				
処置	時刻 ( ) 搬送体位:			
使用器具				
処置後の経過				
救急隊検証				
検証医 所属: 氏名: 検証日: 年 月 日				
(観察)	(判断)	(処置)	(医療機関選定)	
<input type="checkbox"/> 標準	<input type="checkbox"/> 標準	<input type="checkbox"/> 標準	<input type="checkbox"/> 標準	
<input type="checkbox"/> 署等で確認	<input type="checkbox"/> 署等で確認	<input type="checkbox"/> 署等で確認	<input type="checkbox"/> 署等で確認	
<input type="checkbox"/> 事例研究等を考慮	<input type="checkbox"/> 事例研究等を考慮	<input type="checkbox"/> 事例研究等を考慮	<input type="checkbox"/> 事例研究等を考慮	
<input type="checkbox"/> 推奨症例	<input type="checkbox"/> 推奨症例	<input type="checkbox"/> 推奨症例	<input type="checkbox"/> 推奨症例	
<input type="checkbox"/> 稀・参考症例	<input type="checkbox"/> 稀・参考症例	<input type="checkbox"/> 稀・参考症例	<input type="checkbox"/> 稀・参考症例	
<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 要改善	
検証医 所見				
救急技 術指導 者所見				
	職・氏名 印			
	隊長	隊員	隊員	機関員
資格・氏名				

指示 指導 要請	指示・指導医氏名	所属病院名		
	要請内容			
	指示・指導時刻及び内容	時刻 ( )		
	指示を受けられなかった理由			
救命 処置	除細動	気道確保	静脈路確保	薬剤投与
	実施状況 実施者名 資格 実施場所 実施時刻 除細動器 実施回数 回	実施状況 実施者名 実施場所 実施時刻 使用器具	実施状況 実施者名 実施場所 使用針 確保部位	実施状況 実施者名 実施場所 実施時刻 投与量 投与回数 回
	1回目 ( J )			
	2回目 ( J )	換気量 cc		
	3回目 ( J )	換気回数 回/分	滴下速度 ml/min	
	4回目 ( J )	実施結果	実施結果	実施結果
	5回目 ( J )			
6回目 ( J )				
中止・不実施の場合の理由				
処置	時刻 ( ) 搬送体位:			
使用器具				
処置後の経過				
救急隊検証				
検証医 所属: 氏名: 検証日: 年 月 日				
(観察)	(判断)	(処置)	(医療機関選定)	
<input type="checkbox"/> 標準	<input type="checkbox"/> 標準	<input type="checkbox"/> 標準	<input type="checkbox"/> 標準	
<input type="checkbox"/> 署等で確認	<input type="checkbox"/> 署等で確認	<input type="checkbox"/> 署等で確認	<input type="checkbox"/> 署等で確認	
<input type="checkbox"/> 事例研究等を考慮	<input type="checkbox"/> 事例研究等を考慮	<input type="checkbox"/> 事例研究等を考慮	<input type="checkbox"/> 事例研究等を考慮	
<input type="checkbox"/> 推奨症例	<input type="checkbox"/> 推奨症例	<input type="checkbox"/> 推奨症例	<input type="checkbox"/> 推奨症例	
<input type="checkbox"/> 稀・参考症例	<input type="checkbox"/> 稀・参考症例	<input type="checkbox"/> 稀・参考症例	<input type="checkbox"/> 稀・参考症例	
<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 要改善	
検証医 所見				
救急技 術指導 者所見				
	職・氏名 印			
	隊長	隊員	隊員	機関員
資格・氏名				

備考 改正の部分は、下線の部分である。

様式第10号の次に次の1様式及び別図を加える。

様式第11号（第33条関係）

消防長	消防次長	警防課長	警防課長補佐	救急係長

年 月 日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 様

消防署  
署長

### 傷病者救命事例報告書

救急活動において、次のとおり救命事例がありましたので報告します。

発生日時	年 月 日 ( ) 時 分 ころ			
発生場所				
傷病者住所				
傷病者 <sup>フリガナ</sup> 氏名			職業	
生年月日	年 月 日 歳		性別	
事故種別		入電 時 分	現着 時 分	病着 時 分
事故概要				
現場到着時の状況				
人命救助による表彰の内申について該当の有無			有 ・ 無	

観 察 結 果	外 見	状態	( )		顔 色	
		表情			嘔吐失禁	
	バ イ タ	意識	JCS		呼 吸	回 / 分
		脈拍	回 / 分		波 形	
	ル	瞳孔	左	mm	右	mm (対光 )
		血圧			体 温 等	
	サ イ ン	創傷			出 血	
バ イ ス タ ン ダ ー	目撃	有・無	年齢	歳	男・女	傷病者との関係
	応 急 処 置	有・無	年齢	歳	男・女	傷病者との関係
	経過					
救命講習受講歴		有無 ( )				
救命処置及び経過						
搬送状況及び経過						
傷病名・程度		( )				
予後及び所感						
救急隊氏名	隊長	隊員	機関員			



別図（第8条関係）

救急救命士の章は、布製の生地に刺繍を施したものとし、大きさは、縦9cm、横8.5cmとする。

貼付位置は、右袖の上端から6cmの位置とする



附 則

この訓令は、平成24年12月13日から施行する。